

## 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について

	平成21年 5月29日付け21林整計第 87号林野庁長官通知
一部改正	平成22年 9月24日付け22林整計第132号林野庁長官通知
一部改正	平成22年11月26日付け22林整計第160号林野庁長官通知
一部改正	平成23年11月21日付け23林整計第159号林野庁長官通知
一部改正	平成24年 2月 8日付け23林整計第212号林野庁長官通知
一部改正	平成24年 4月 2日付け23林整計第370号林野庁長官通知
一部改正	平成25年 2月27日付け24林整計第203号林野庁長官通知
一部改正	平成26年 2月 7日付け25林整計第877号林野庁長官通知
一部改正	平成27年 2月 3日付け26林整計第751号林野庁長官通知

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知。以下「要領」という。）第2の7における事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、以下のとおりとする。

### 第1 事業種目別基準等

- 1 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表1から別表4までに定めるメニューの内容ごとの基準については、別表1及び別表2のとおりとする。

### 第2 事業計画

- 1 都道府県知事は、事業計画の作成については、要領第2に定めるもののほか、次によるものとする。
  - (1) 事業計画の作成に当たっては、都道府県知事は、この基金事業に係る森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱（平成21年5月29日付け21林整計第82号事務次官依命通知。）、実施要綱、要領及び本通知に従い、その内容が適正であるか十分検討を行うこと。
  - (2) 実施要綱第3に定める事業計画の作成に当たっては、あらかじめ、実施要綱第4に定める地域協議会が作成する事業計画書の素案の提出を求め、地域協議会の意見を聴くとともに、事業の受益の及ぶ範囲（以下「受益範囲」という。）に係る市町村等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くものとする。
  - (3) 事業計画の作成に当たっての各指標は、都道府県の定める目標の達成に資するよう定めるものとする。

なお、当該計画の融資に係る部分については、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われるよう配慮するものとする。
  - (4) 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。
    - ア 地域協議会、地域関係者の意見を踏まえたものであって、かつ、実施要綱別表1のメニューの2、3、5、6及び7並びに実施要綱別表2並びに実施要綱別表3のメニューの5、6、8及び9の(2)並びに実施別表4の施設（以下「施設」という。）については、利用計画及び収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。

イ 施設について、適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性等の観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。

ウ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業主体と連携を図り作成するものとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表2に定める上限建設費の範囲内で、必要と認められるものであること。

エ 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める市町村森林整備計画、当該地域に係る国、都道府県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。

- 2 事業の透明性・客観性を確保し、効率的な事業の執行を図るため、事業計画の樹立に際しては、「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」（平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知）第4の①に定める事前評価を行うことにより、事業の効果を検証する。

### 第3 地域協議会

実施要綱第4に定める地域協議会の設置に当たって、都道府県知事は、本事業及び協議会の内容を広く周知するとともに、事業目的に適った効果的な実施や事業の公平性を保つ観点から必要な調整を図ることとする。また、地域協議会は次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 代表者及び役員が定められていること。
- (2) 地域協議会の構成員は、基金事業を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等とする。
- (3) 地域協議会の目的、事業内容、意思決定の方法、構成員の参加資格、事務及び会計に関する事項、内部監査に関する事項等が、定款等に定められていること。
- (4) 協議会の目的及び事業内容が、実施要綱第4で定める事項に照らし、相応しい内容となっていること。
- (5) 実施要綱第4の1の(3)の業務内容が、協議会の行う業務として定款等に位置づけられていること。
- (6) 構成員等についての名簿が作成され、適切に管理がなされること。
- (7) 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されるとともに、事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。
- (8) 業務を的確に遂行するに足る、人員、経理的基礎及び事務処理能力を有すること。
- (9) 地域協議会に部会を設けた場合において、部会の意見が適切に反映されることが担保されていること。

### 第4 事業実施主体

事業主体については、実施要綱の別表に定めるとおりとする。

なお、事業主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

### 第5 施設整備等の一般的基準

- 1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、林野庁長官がやむを得ない事情により必要があると認める場合はこの限りでない。
- 2 補助の対象となる事業費は、当該都道府県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、経費の節減に努めることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。
- 3 1箇所又は1施設の受益戸数は、5戸以上とする。ただし、当該地域又は事業の実情に即し必要と認められる場合にあっては、この限りでない。
- 4 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を本基金事業に切り替えて事業の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのある施設又は事業効果の少ない施設は、基金事業の対象としないものとする。
- 6 基金事業の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とし、使用する木材は、「間伐材」又は林野庁作成の木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月公表）（以下「合法性ガイドライン」という。）に準拠した「合法木材」とする。
- 8 広く国民・地域住民の利用に供し、その利用料金や販売代金等により運営する施設の利用見込みを設定するに当たっては、近隣地域における同種又は類似施設の利用状況や需要動向等を踏まえたものとする。
- 9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収入を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。
  - (1) 事業費がおおむね5,000万円以上のものについては、事業主体に対し経営診断を受けさせることとし、それ以外のものについても経営診断を受けさせるよう努めるものとする。

なお、経営診断により指摘された改善点等は、収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されると認められるものであること。
  - (2) 事業費が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として15億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
  - (3) 補助残に対する自己資金の割合（事業主体の自己資金（事業主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－補助額（都道府県等による上乗せ補助を含む。）））は、原則としておおむね12%以上とする。
- 10 収支を伴う施設において、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加すること（以下「追加事業」という。）は、原則として、既施設の目標年度まで認めないものとする。

ただし、次のいずれにも該当する場合又は都道府県に対し事業主体から複数年度にわたる事業計画が示されている場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

- (1) 追加事業の実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成している若しくは達成されることが確実であること
  - (2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること
  - (3) 追加事業の実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること
  - (4) 資金の調達が確実であること
- 11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。
- (1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、別途定めることができるものとする。
    - ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。

ただし、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。
    - イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。
    - ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。
  - (2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、補助の対象としないものとする。

    - ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。
    - イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り補助の対象とするものとする。
    - ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。
    - エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業主体が負担する工事費が

区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の補助の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

- (3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。
- 12 以下の場合については、補助の対象とすることは認めないものとする。
- (1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。
  - (2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。
  - (3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った間伐材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

## 第6 施設の管理

事業主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ。）は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、要領別紙2「基金事業実施に当たっての条件」に基づき、補助金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）」に準じることとする。
- 6 施設等の転用等の取扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）」に準じることとする。

## 附則 経過措置等

- 1 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用についての一部改正（平成23年11月21日付け23林整計第159号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について（平成21年5月29日付け21林整計第87号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

- 2 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用についての一部改正（平成25年2月27日付け24林整計第203号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について（平成21年5月29日付け21林整計第87号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度から平成23年度までの間に造成した基金を財源として行うもので平成24年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 3 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用についての一部改正（平成27年2月3日付け26林整計第751号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について（平成21年5月29日付け21林整計第87号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成25年度までに造成した基金を財源として行うもので平成26年度までに着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

## 別表1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準

### I 復興木材安定供給等対策

#### 1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等

##### (1) 採択基準

基金事業の実施に係る必要な追加的な事業であること。

##### (2) 細則

###### ① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表1の1による。ただし、ア、イの者については、下記の条件を満たすこと。

ア 地域協議会が事業主体となる場合、第3に定める要件を満たすこと。

イ 事業主体もしくはその地位を承継した者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

#### 2 間伐等

##### (1) 採択基準

① 原則として、多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知。以下「集約化促進通知」という。）に基づき設定される集約化推進区域において計画すること。

なお、上記以外の区域において計画する場合、都道府県知事はその旨及び理由を林野庁長官（沖縄県知事にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に報告すること。

② 1施行地が0.1ha以上であること。1施行地とは原則として、接続する区域とする。

③ 事業主体が事業を実施する施行地の合計、即ち1つの事業単位において、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり、平均20立方メートル以上であること。

##### (2) 細則

###### ① 事業主体について

ア 事業主体は、実施要綱別表1の2による。

イ 事業主体は、原則として、集約化促進通知に定める集約化実施計画を作成すること。ただし、森林経営計画の認定を受けた者が同計画の対象森林において当該事業を実施する場合においては、この限りではない。

ウ 事業主体が、集約化実施計画を作成して本事業を実施する場合は、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」の運用について（平成26年9月1日付け26林整第422号林野庁森林整備部整備課長通知）を遵守しなければならない。

###### ② 事業の実施について

ア 実施対象林分の齢級制限は設けないこととする。

イ 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20パーセント（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20パーセント未満とすることが適切であると判断される場合は10パーセント）以上伐採する場合に補助対象とする。

また、育成しようとする樹木以外の木竹であつて、育成しようとする樹木の生育の妨げとなる不用木の除去のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去する場合に補助対象とする。

ウ 搬出間伐等の伐採率については、イに定める下限のほかに上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して間伐を行うものとする。

また、森林経営計画等に基づいて行う間伐については、各計画等で実施すべきとされている施業の方法に即して実施すること。

エ 対象林分は、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

ただし、イの規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20パーセント未満とすることが適切であると判断され10パーセント以上20パーセント未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施するこ

とができる。

また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であって、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された施行地であっても実施できる。

オ 天然林の質的・構造的な改善を目的として実施する場合は、当該林分の主林木のおおむね70パーセント以上の伐採を必要とする場合に行うものとする（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）。

また、人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）を行う場合、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50パーセント以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。

長期育成循環施業の一環として実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うこと。

カ 搬出集積、森林作業道の整備、その他付帯施設整備及び関連条件整備活動については、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒と一体的に実施する場合に行うものとする。

キ その他付帯施設整備は、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備、森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また搬出間伐等に係る伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、要領別紙1の2で定める搬出材積としては扱わないものとする。

ク 森林作業道は、継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道の開設を行うものとする。

ケ 施業実施後において、施業実施林分が(ア)及び(イ)に該当することとする。

(ア) おおむね10年間は皆伐を行わないこと

(イ) 森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）の施行後の平成24年4月1日以降は森林法第11条に規定される森林経営計画を策定するよう努めること

### 3 林内路網整備

#### (1) 採択基準

##### ① 林業専用道（規格相当）

ア 都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。

ただし、これにより難しい場合、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議することとし、承認が得られた場合はこの限りではない。

イ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない等の例外的な場合を除く。

(注) 建設事業体とは、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。

##### ② 森林作業道

ア 都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。

イ 間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。

#### (2) 細則

##### ① 林業専用道（規格相当）

ア 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表1の3による。

イ 事業の実施について

(ア) 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において間伐等を実施することが確実と見込まれること。

(イ) 関連条件整備活動については、林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施することとする。

ウ 補助率等の「定額」については、都道府県が路線ごとに1メートル当たりの単価を設定するものとし、基金事業終了時において、都道府県ごとの3年間の開設延長の合計に1メートル当



たり2万5千円まで（開設費について増嵩することが避けられないと認められる場合については該当路線に限り5万円まで）を上限とし、これに乗じた金額とする。

エ チェックリストについて

事業主体は、林業専用道（規格相当）の作設にあたり「林業専用道の作設に関するチェックリスト例の送付について（平成23年4月6日付23林整整第5号林野庁森林整備部整備課長通知）」において示すチェックリストにより内容を確認すること。

② 森林作業道

ア 事業主体について

（2）の①のアに準ずる。

イ 事業の実施について

（ア）森林作業道の開設については、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。

ただし、「一定期間」とは、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）1の（9）のアによるものとする。

（イ）関連条件整備活動については、森林作業道整備と一体的に実施することとする。

ウ 補助率等の「定額」については、都道府県が路線ごとに1メートル当たりの単価を設定するものとし、基金事業終了時において、都道府県ごとの3年間の開設延長の合計に1メートル当たり2千円を乗じた金額を上限とする。

#### 4 森林境界の明確化

（1）採択基準

① 集約化した間伐を進めるために、所有者や境界が不明であることで間伐実施の前提条件が整わない森林で行う境界の明確化であること。

② 事業の推進方法が事業計画等からみて適切であること。

（2）細則

① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表1の4による。

② 事業の実施について

事業実施にあたっては、地域協議会及び部会が、事業実施区域、事業主体等の事業全体を調整するものとする。

③ 事業内容について

ア 境界明確化に向けた事前調査

集約化した間伐の実施に向けて、境界明確化が必要な森林の情報を収集・整理するため、既存情報を活用した森林所有者の特定、境界明確化に向けた手順の作成、既存図面を活用した境界点検マップの作成等の準備作業を実施すること。

イ 境界明確化現地調査

境界明確化が必要な森林において、森林所有者等からの境界明確化の同意を得るとともに、立会等による境界確認及び簡易な境界測量による事業実施区域及び面積の確定作業を実施すること。

ウ 間伐の実施に向けた成果の整理

（ア）イの調査データの整理を行い、測量の結果を図面に表示するとともに、森林所有者等の関係者に通知する。あわせて市町村・都道府県に通知を行い、森林基本図やGIS等への反映に資すること。

（イ）森林境界明確化実施後の間伐等施業の実施方針の策定、当該実施方針の特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に基づく計画をいう。）への反映等により、地域協議会及び部会が活動対象とする森林に係る間伐のための計画を策定すること。

④ 対象とする森林について

ア 対象とする森林は森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、次の（ア）又は（イ）に掲げる要件のいずれかに適合する森林とする。

なお、（イ）の森林を対象とする場合は、（ア）の森林と併せて対象とすることを必須とする。

（ア）人工林のうち、境界が不明であることに起因して間伐が進んでいない森林。

（イ）（ア）に掲げる森林と一体的に森林境界の明確化を図ることが効率的であると判断できる森林。

イ ただし、次に掲げる森林は対象とする森林から除外する。

（ア）国、都道府県又は市町村が所有する森林

（イ）独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る

- 事業を行う森林
- (ウ) 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2項に規定する森林整備法人が、第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業をを行う森林
  - (エ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林
  - (オ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林
  - (カ) 他の事業により森林の境界明確化が既に実施された森林

## 5 高性能林業機械等の導入

### (1) 採択基準

#### ① 機能要件

受益範囲において、素材の生産量の目標が、原則として都道府県が都道府県林業・木材産業構造改革プログラム等において定める目標数値（以下この別表1において「都道府県の目標数値」という。）の伸び率以上であることなど、素材の生産量に関する要件を都道府県において定めていること。

#### ② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

### (2) 細則

#### ① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表1の5による。ただし、ア～ウの者については、下記条件を満たすこと。

##### ア 林業者等の組織する団体

(ア) 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

##### イ 地方公共団体等が出資する法人

(ア) 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

(イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

##### ウ 施業受託者

次に掲げる(ア)及び(イ)を満たす事業者とする。

(ア) 5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林法第11条に基づく森林施業計画（平成24年4月1日以降にあつては、森林経営計画とする。ただし、平成24年4月1日前に認定を受けた森林施業計画については、なお従前のおりとする。(イ)において同じ。）を作成し、市町村長等の認定を受けていること。

(イ) 取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表していること。

#### ② 貸付を行う事業については、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。

イ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

ウ 貸付のための林業機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附帯施設であること。

エ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを

責任をもって実施するものであること。

オ 利用者は、高性能林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること。

(3) その他

①事業内容には、附帯施設の整備を含む。

## 6 木材加工流通施設等整備

(1) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、間伐材等の流通量又は加工量等（以下「間伐材等利用量」という。）の目標が、都道府県の目標数値の伸び率以上であること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表1の6による。ただし、ア～カの者については、下記条件を満たすこと。

ア 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業主体になり得る場合は、「森林組合系統による取組の推進のための事務手続きについて」（平成14年11月22日付け14林政経第119号林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体

5の(2)の①のアに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

5の(2)の①のイに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

オ 地域材を利用する法人

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、木材安定取引協定の締結等に基づき一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(イ) 締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年5月24日法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）等必要な事項を定めるものとする。

(ウ) 木材安定取引協定等の締結に係る間伐材等利用量は事業計画のおおむね70%を超えるものとする。

カ 間伐材等利用量（原木換算）がおおむね10,000立方メートルを超える事業主体であって農林物資の企画化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号。以下「JAS法」という。）において制定されている林産物規格に基づく木材製品の加工施設を導入する場合は、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、JAS認定取得に努めることとする。

② 木材処理加工施設の整備を行う事業について

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

③ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

④ 市町村が事業主体となるのは、貸付に係る木材処理加工施設に限る。

- ⑤ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の対象は、以下のとおりとする。
- ア 地域材を利用する法人以外の事業主体に限る。
  - イ 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。(以下、「貸付高次加工施設」という。)
  - ウ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。(以下、「貸付環境対策施設」という。)
- ⑥ ⑤のイの貸付高次加工施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。
- ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
  - イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。
  - ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。  
また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。
  - エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
  - オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-補助金) / 耐用年数+年間管理費」以下であること。
  - カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。
  - キ 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。  
なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
  - ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。
- ⑦ ⑤のウの貸付環境対策施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。
- ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
  - イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。
  - ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
  - エ 上記のほか、⑥のエ〜クに準じる。
- ⑧ 収支を伴う施設について  
該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、木材集出荷販売施設、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設とする。
- (3) その他  
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

## 7 木質バイオマス利用施設等整備

### (1) 採択基準

#### ① 機能要件

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること、又は未利用木質資源の利用促進に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

#### ② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(2) 細則

① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表1の7による。ただし、ア～エの者については、下記条件を満たすこと。

ア 森林組合

7の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体

6の(1)の①のアに準ずる。

ウ 地方公共団体等が出資する法人

6の(1)の①のイに準ずる。

エ 木材関連業者等の組織する団体

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等共同組合及び協業組合を含む。）とする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること。

③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラー及びペレットストーブの貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、貸付方法等について管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

イ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

ウ 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

エ 事業主体は、装置の定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めることとする。

④ 本事業を実施するために都道府県知事が定める事業計画はバイオマスタウン構想等と整合が図られているものとする。

⑤ 安定取引協定について

ア 木質バイオマス加工流通施設等整備を実施するために間伐材等の安定取引協定を締結することとし、樹種、形状、取扱量、期間（原則3年間以上）、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。

イ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備を実施するために間伐材等を原料とした燃料用チップ、ペレット等の安定取引協定を締結することとし、種別、取扱量、期間（原則3年間以上）、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。

⑥ 収支を伴う施設について

該当する施設は、木質バイオマス供給施設とする。

⑦ 合法性ガイドラインにおける木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明の対象となる木材等を取り扱う場合は、合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

## 8 流通経費支援

(1) 採択基準

① 運搬距離の要件

ア 運搬距離が、道程で概ね50キロメートル以上であること。

イ 実施要綱別表1の8の①の場合、供給元が被災地域以外であるときには、振替先が被災工場への運搬距離を超え、かつ、過去の被災工場への原木供給量を超えないものとする。

② その他の要件

運搬の対象は原木とする。ただし、実施要綱別表1の8の①の場合はチップを含む。なお、事業主体については、輸送費を負担する者とする。

(2) 細則

① 運搬距離について

個別の伐採箇所、又は協定に係る材の伐採エリアの中心点、若しくは山土場等ストックポイントから製材工場等間伐材加工場の所在地までの距離とする。なお、船舶を用いる運搬の場合は最短航路の距離とする。

② 補助率等の定額について

実施要領の別紙1のIの8により都道府県知事が定める単価に対し、事業主体の運搬費の実績（1立方メートル当たりの単価）がその単価を下回る場合、これに対する補助額は当該実績額以内とすることとする。

③ その他

実施要綱別表1の8の①、②の場合は、事業計画及び実施状況報告の根拠として木材供給等緊急対策事業実施要領（平成23年5月2日付け23林政産第41号林野庁長官通知）様式2の第3及び様式3の第2に準じた資料を作成するものとする。

## II 強い林業・木材産業構築緊急対策

### 1 木材加工流通施設等整備

#### (1) 採択基準

##### ① 機能要件

受益範囲において、間伐材等の流通量又は加工量等（以下「間伐材等利用量」という。）の目標が、原則として、都道府県が都道府県林業・木材産業構造改革プログラム等において定める目標数値（以下、この別表1において「都道府県の目標数値」という。）の伸び率以上であること。

##### ② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

#### (2) 細則

##### ① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表2の1による。ただし、ア～クの者については、下記条件を満たすこと。

##### ア 森林組合

Iの6の(2)の①のアに準ずる。

##### イ 林業者等の組織する団体

Iの5の(2)の①のアに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

##### ウ 地方公共団体等が出資する法人

Iの5の(2)の①のイに準ずる。

##### エ 木材関連業者等の組織する団体

Iの6の(2)の①のエに準ずる。

##### オ 地域材を利用する法人

Iの6の(2)の①のオに準ずる。

##### カ 事業主体は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。

以下「JAS法」という。）において制定されている林産物規格に基づく木材製品の加工施設を導入する場合、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、JAS認定取得に努めることとし、間伐材等利用量（原木換算）がおおむね10,000立方メートルを超える事業主体においては、JAS認定事業体、若しくは認定取得が確実な事業体であること。

##### キ 公共建築物に部材供給を予定する事業主体においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）（以下、「公共建築物等木材利用促進法」という。）第10条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

##### ク 合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

##### ② 木材処理加工施設の整備を行う事業について

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されると認められるものであること。

ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。

##### ③ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

##### ④ 市町村が事業主体となるのは、貸付に係る木材処理加工施設に限る。

##### ⑤ 事業主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の対象は、以下のとおりとする。

ア 地域材を利用する法人以外の事業主体に限る。

イ 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。（以下、「貸付高次加工施設」という。）

ウ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。（以下、「貸付環境対策施設」という。）

##### ⑥ ⑤のイの貸付高次加工施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

- イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。
- ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。  
また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。
- エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
- オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。
- キ 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。  
なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
- ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。
- ⑦ ⑤のウの貸付環境対策施設の貸付に当たっては次の要件を満たすものとする。
- ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
- イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。
- ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
- エ 上記のほか、⑥のエ〜クに準じる。
- ⑧ 収支を伴う施設について  
該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、木材集出荷販売施設とする。
- (3) その他  
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

## 2 木造公共施設等整備

### (1) 採択基準

#### ① 機能要件

受益範囲において、事業費（単位面積）当たりの地域材利用量若しくは事業費（単位面積）当たりの利用者数等の目標が原則として都道府県の目標数値以上若しくは目標数値の伸び率以上であること、又は地域材の利用促進に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

#### ② その他の要件

施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

### (2) 細則

#### ① 事業主体は、実施要綱別表2の2による。

② 施設の利用者数、地域材利用量、モデル性を十分考慮し、木材需要拡大の波及効果が大きいと見込まれるものを優先的に採択すること。

③ 本事業で整備した施設の維持・修繕に必要な額を超える利用料を徴収する又は物品の販売を行うなど、営利を目的とする施設を対象としないこと。

④ 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数をいう。以下同じ。）の残存期間が10年以上ある施設であること。



- ⑤ 補助対象事業について、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。
  - ⑥ 学校関連施設整備は以下の要件を満たしていること。
    - ア 都道府県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。
    - イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。
    - ウ 学校施設の木質内装の整備については、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業実施要項」（平成19年3月23日付け、18文科施第602号、18林政利第63号、19・03・19資庁第2号、環政経発第070323002号、環地温発第2006030839号、文部科学省大臣官房文教施設企画部、農林水産省林野庁、経済産業省資源エネルギー庁、環境省総合環境政策局連名通知）の7に定める事業計画書の決定がなされていること。
  - ⑦ 施設の整備に当たっては、展示効果が上がるよう地域材利用に関する情報（樹種など）を示す看板を設置すること。
  - ⑧ 本事業で整備した施設においては、施設利用者へのアンケート実施などの各種試験、モニタリングに協力するとともに、その成果を普及活動に活かすこと。
  - ⑨ 本事業で整備した施設においては、木材利用の魅力を公衆にPRする観点から、施設の見学等に協力すること。
  - ⑩ 事業の実施にあたっては、公共建築物等木材利用促進法第9条に規定する市町村方針を策定した上で、地域内の素材生産業者や木材業者等と連携し、住宅等への地域材の活用の流れを形づけるよう努めること。
  - ⑪ この事業により整備する施設において使用される製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）については、「間伐材」又は合法性ガイドラインに準拠した「合法木材」を使用すること。その他の木製建具等の部材についても原則として「間伐材」又は「合法木材」を使用すること。
  - ⑫ 木造公共建築物を整備する際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等の導入に努めること。
- (3) その他  
事業内容には、附帯施設の整備を含む（電気・上下水道工事等は除く）。

### 3 木質バイオマス利用施設等整備

#### (1) 採択基準

##### ① 機能要件

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること、又は木質バイオマスの利用促進に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

##### ② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

#### (2) 細則

##### ① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表2の3による。ただし、ア～エの者については、下記条件を満たすこと。

##### ア 森林組合

Iの6の(2)の①のアに準ずる。

##### イ 林業者等の組織する団体

Iの5の(2)の①のアに準ずる。

##### ウ 地方公共団体等が出資する法人

Iの5の(2)の①のイに準ずる。

##### エ 木材関連業者等の組織する団体

Iの6の(2)の①のエに準ずる。

##### ② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること。

##### ③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラー及びペレットストーブの貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、貸付方法等について管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

イ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

ウ 事業主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。なお、事業

- 主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
- エ 事業主体は、装置の定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めることとする。
- ④ 本事業を実施するために都道府県知事が定める事業計画はバイオマスタウン構想等と整合が図られているものとする。
- ⑤ 安定取引協定について
- ア 木質バイオマス加工流通施設等整備を実施するために間伐材等の安定取引協定を締結することとし、樹種、形状、取扱量、期間（原則3年間以上）、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。
- イ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備を実施するために間伐材等を原料とした燃料用チップ、ペレット等の安定取引協定を締結することとし、種別、取扱量、期間（原則5年間以上）、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。
- ⑥ 収支を伴う施設について  
該当する施設は、木質バイオマス供給施設とする。
- ⑦ 合法性ガイドラインにおける木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明の対象となる木材等を取り扱う場合は、合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。
- (3) その他  
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

### Ⅲ 林業成長産業化総合対策

#### 1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等

##### (1) 採択基準

基金事業の実施に係る必要な追加的な事業であること。

##### (2) 細則

###### ① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表3の1による。ただし、地域協議会が事業主体となる場合は、第3に定める要件を満たすこと。

#### 2 木造公共施設等整備

##### (1) 採択基準

###### ① 機能要件

受益範囲において、事業費（単位面積）当たりの地域材利用量若しくは事業費（単位面積）当たりの利用者数等の目標が原則として都道府県の目標数値以上若しくは目標数値の伸び率以上であること、又は地域材の利用促進に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

###### ② その他の要件

施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

##### (2) 細則

###### ① 事業主体は、実施要綱別表3の2による。

###### ② 施設の利用者数、地域材利用量、モデル性を十分考慮し、木材需要拡大の波及効果が大きいと見込まれるものを優先的に採択すること。

###### ③ 本事業で整備した施設の維持・修繕に必要な額を超える利用料を徴収する又は物品の販売を行うなど、営利を目的とする施設を対象としないこと。

###### ④ 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数の残存期間が10年以上ある施設であること。

###### ⑤ 補助対象事業について、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。

###### ⑥ 学校関連施設整備は以下の要件を満たしていること。

ア 都道府県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続が的確に行われていること。

イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。

ウ 学校施設の木質内装の整備については、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業実施要項」（平成19年3月23日付け、18文科施第602号、18林政令第63号、19・03・19資庁第2号、環政経発第070323002号、環地温発第2006030839号、文部科学省大臣官房文教施設企画部、農林水産省林野庁、経済産業省資源エネルギー庁、環境省総合環境政策局連名通知）の7に定める事業計画書の決定がなされていること。

###### ⑦ 施設の整備に当たっては、展示効果が上がるよう地域材利用に関する情報（樹種など）を示す看板を設置すること。

###### ⑧ 本事業で整備した施設においては、施設利用者へのアンケート実施などの各種試験・モニタリングに協力するとともに、その成果を普及活動に活かすこと。

###### ⑨ 本事業で整備した施設においては、木材利用の魅力を公衆にPRする観点から、施設の見学等に協力すること。

###### ⑩ 事業の実施に当たっては、公共建築物等木材利用促進法第9条に規定する市町村方針を策定した上で、地域内の素材生産業者や木材業者等と連携し、住宅等への地域材の活用の流れを形づけるよう努めること。

###### ⑪ この事業により整備する施設において使用される製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）については、「間伐材」又は合法性ガイドラインに準拠した「合法木材」を使用すること。その他の木製建具等の部材についても原則として「間伐材」又は「合法木材」を使用すること。その他の木製建具等の部材についても原則として「間伐材」又は「合法木材」を使用すること。

###### ⑫ 木造公共建築物を整備する際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等の導入に努めること。

##### (3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む（電気・上下水道工事等は除く）。

### 3 木質バイオマス利用施設等整備

#### (1) 木質バイオマス利用施設等整備

##### ア 採択基準

###### (ア) 機能要件

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること、又は木質バイオマスの利用促進に関する都道府県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

###### (イ) その他の要件

施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

##### イ 細則

###### (ア) 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表3の3による。ただし、a～dの者については、下記条件を満たすこと。

###### a 森林組合

Iの6の(2)の①のアに準ずる。

###### b 林業者等の組織する団体

Iの5の(2)の①のアに準ずる。

###### c 木材関連業者等の組織する団体

Iの6の(2)の①のエに準ずる。

###### d 地方公共団体等が出資する法人

Iの5の(2)の①のイに準ずる。

(イ) 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること。

(ロ) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラー及びペレットストーブの貸付けに当たっては、次の要件を満たすものとする。

a 事業主体は、貸付方法等について管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

b 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

c 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

d 事業主体は、装置の定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めることとする。

(エ) 本事業を実施するために都道府県知事が定める事業計画はバイオマスタウン構想等と整合が図られているものとする。

###### (オ) 安定取引協定について

a 木質バイオマス加工流通施設等整備を実施するために間伐材等の安定取引協定を締結することとし、樹種、形状、取扱量、期間（原則3年間以上）、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。

b 木質バイオマスエネルギー利用施設整備を実施するために間伐材等を原料とした燃料用チップ、ペレット等の安定取引協定を締結することとし、種別、取扱量、期間（原則5年間以上）、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。

###### (カ) 収支を伴う施設について

該当する施設は、要領別表1のうち木質バイオマス供給施設整備とする。

(キ) 合法性ガイドラインにおける木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明の対象となる木材等を取り扱う場合は、合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

##### ウ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

### 4 CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策

#### (1) 採択基準

##### ① 機能要件

CLT等の普及に向け、各事業主体ごとに設定する実証データの収集が達成されること、又は中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材の利用（加工）量の増加に寄与するもので

あること。

② その他の要件

ア 事業の内容、規模、事業主体の能力及び経営状況等からみて実現可能性が十分に見込まれること。

(2) 細則

① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表3の4によるものとし、森林・木材関係者等と連携し、CLT等新製品・新技術の実証・展示の取組、又は中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材の試験等の取組を行おうとするものであること。

② 要領別紙1のⅢの4の(1)のアの(i)の事業については、建築過程において、建築物の構造及び配線・配管等の敷設状況を公開するとともに、作業人数、期間等を調査し、実績報告において報告すること。

## 5 木材加工流通施設等整備

(1) 採択基準

① 機能要件

受益範囲において、間伐材等利用量の目標が、都道府県の目標数値の伸び率以上であること。

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業主体について

ア 事業主体は、実施要綱別表3の5による。ただし、(ア)～(オ)の者については、下記条件を満たすこと。

(ア) 森林組合

Iの6の(2)の①のアに準ずる。

(イ) 林業者等の組織する団体

Iの5の(2)の①のアに準ずる。

(ウ) 木材関連業者等の組織する団体

Iの6の(2)の①のエに準ずる。

(エ) 地方公共団体等が出資する法人

Iの5の(2)の①のイに準ずる。

(オ) 地域材を利用する法人

Iの6の(2)の①のオに準ずる。

イ JAS法において制定されている林産物規格に基づく木材製品の木材処理加工施設を整備する場合であって、整備後における間伐材等利用量(原木換算)がおおむね10,000立方メートルを超える事業主体にあつては、JAS認定事業体、又は認定取得が確実な事業体であること。

ウ 合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

② JAS法において制定されている林産物規格に基づく木材製品の木材処理加工施設を整備する事業主体(①のイに掲げる者を除く。)にあつては、JAS認定取得に努めるものとする。

③ 公共建築物に部材供給を予定する事業主体においては、公共建築物等木材利用促進法第10条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

④ 木材処理加工施設の整備を行う事業については、下記事項を行った上で計画するものとする。

ア 当該施設の受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うこと。

イ 原木の調達先及び製品の販路を明確にした上で、これらについて、継続的に確保されることを明らかにすること。

ウ 施設で利用する原木等の樹種を明確にすること。

⑤ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

⑥ 貸付について

ア 市町村が事業主体となるのは、貸付に係る木材処理加工施設の整備に限る。

イ 貸付に係る木材処理加工施設の整備の事業主体は、地域材を利用する法人以外に限る。

ウ 貸付に係る木材処理加工施設については、下記のいずれかを満たすものとする。

(ア) 木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。(以下「貸付高次加工施設」という。)

(イ) 製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。(以下「貸付環境対策施設」という。)

- ⑦ ⑥のウの(ア)の貸付高次加工施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
  - イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、事業主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。
  - ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
- また、生産される乾燥材等は、事業主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。
- エ 事業主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
  - オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額(=事業費-補助金) / 耐用年数+年間管理費」以下であること。
  - カ 事業主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。
  - キ 事業主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。
- なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
- ク 事業主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。
- ⑧ ⑥のウの(イ)の貸付環境対策施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
  - イ 利用者は、原則として事業主体の構成員又は事業主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。
  - ウ 事業主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
  - エ 上記のほか、⑦のエ〜クに準ずる。
- ⑨ 収支を伴う施設について  
該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、木材集出荷販売施設、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設とする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

## 6 木材の効率的な供給に向けた路網の整備

### (1) 採択基準

#### ① 林業専用道(規格相当)

- ア 都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。  
ただし、これにより難しい場合、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議することとし、承認が得られた場合はこの限りではない。
- イ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。  
ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。

#### ② 森林作業道

- ア 都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。

イ 間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設するものであること。

(2) 細則

① 林業専用道（規格相当）

ア 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表3の6による。

イ 事業の実施について

(ア) 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において森林整備事業による間伐等を実施することが確実と見込まれることとし、事業主体は、当該路線が作設されてから3年程度の間当該路線を活用して森林整備事業により実施する見込みの間伐等に関する実施時期、実施箇所、概算事業量、実施主体等の予定を記した書面、当該路線と当該間伐等の予定箇所を明示した図面を補助金交付申請書に参考資料として添付すること。

(イ) 事業主体が自ら工事を実施する場合の経費については、要領別紙1「森林整備加速化・林業再生基金事業交付対象経費」に定めるものに加え、「林業専用道（規格相当）の作設を事業主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について」（平成26年2月7日付け25林整整第1196号林野庁森林整備部整備課長通知）によること。

(ウ) 関連条件整備活動については、林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施すること。

ウ 事業主体は、林業専用道（規格相当）の作設に当たり「林業専用道の作設に関するチェックリスト例の送付について（平成23年4月6日付け23林整整第5号林野庁森林整備部整備課長通知）」において示すチェックリストにより内容を確認すること。

② 森林作業道

ア 事業主体について

(2)の①のアに準ずる。

イ 事業の実施について

(ア) 森林作業道の開設については、間伐等の施業と一体的に実施することとする。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする

(イ) 関連条件整備活動については、森林作業道整備と一体的に実施することとする。

## 7 森林境界の明確化

(1) 採択基準

① 森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、次に掲げる森林以外の森林において行う境界の明確化であること。

ア 国、都道府県又は市町村が所有する森林

イ 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

ウ 分収林特別措置法第9条第2項に規定する森林整備法人が、同法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

エ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

カ 他の事業により森林の境界明確化が既に実施された森林

② 事業の推進方法が事業計画等からみて適切であること。

(2) 細則

① 事業主体について

事業主体は、実施要綱別表3の7による。

② 事業の実施について

事業実施に当たっては、地域協議会及び部会が、事業実施区域、事業主体等の事業全体を調整するものとする。

③ 事業内容について

ア 境界明確化に向けた事前調査

路網整備の実施に向けて、境界明確化が必要な森林の情報を収集・整理するため、既存情報を活用した森林所有者の特定、境界明確化に向けた手順の作成、既存図面を活用した境界点検マップの作成等の準備作業を実施すること。

イ 境界明確化現地調査

路網整備の実施に向けて境界明確化が必要な森林において、森林所有者等からの境界明確化の同意を得るとともに、立会等による境界確認及び境界測量による事業実施区域及び面積の確定作業を実施すること。

ウ 路網整備に向けた成果の整理

イの調査データの整理を行い、測量の結果を図面に表示するとともに、森林所有者等の関係者に通知する。更に森林情報（森林所有者及び森林境界に関する情報）に関して整理したデータについては、市町村に提出すること。あわせて、都道府県に通知を行い、森林基本図やGIS等への反映に資すること。

## 8 高性能林業機械等の導入

(1) 採択基準

Iの5の(1)に準ずる。

(2) 細則

Iの5の(2)に準ずる。

(3) その他

Iの5の(3)に準ずる

## 9 原木しいたけ再生回復緊急対策

(1) 原木しいたけ振興・新需要創出支援

① 採択基準

ア 新商品の開発など販路開拓に向けた活動等に対する支援  
新たな需要を創出するための販路開拓に向けた取組であること。

イ 需要に応じたしいたけ生産の実証に対する支援

販路開拓に必要となる一定の規格・品質のしいたけの安定供給等に向けた生産実証であること。

② 細則

ア 事業主体は、実施要綱別表3の9による。

イ 販路開拓に向けた活動については、イベント等への参加人員の把握等によりその効果を明らかにするとともに、開発された調理方法等については、広く一般に公表すること。

ウ 需要に応じたしいたけ生産の実証については、共同購入等によるコストの削減、生産量、販売単価の推移等を把握し、生産技術や品質の向上等、販路開拓に向けた解決策を明らかにすること。

(2) 省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性・品質向上に向けた施設等の整備

① 採択基準

ア 機能要件

受益範囲において、当該特用林産物の生産量、生産性、生産コスト又は価格の目標が都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること。

イ その他の要件

(ア) 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。

(イ) 1事業費は、おおむね300万円以上であること。ただし、特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上であること。

② 細則

ア 事業主体は、実施要綱別表3の9による。ただし、(ア)～(ウ)の者については、下記条件を満たすこと。

(ア) 森林組合

Iの1の(2)の①のアに準ずる。

(イ) 林業者等の組織する団体

a 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（これらの者のうち原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会については、特用林産物に係る施設を整備する場合に限る。）が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

b 法人格のない団体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

c 事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施するのに適



切な団体であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれていること。

(ウ) 地方公共団体等の出資する法人

- a 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会については、特用林産物に係る施設を整備する場合に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている法人又は地方公共団体のみが出資者となっている法人であって、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。
- b 事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施するのに適切な法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれていること。

イ 作業道等整備は、以下を満たすものとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

- a 補助対象とする作業道は、都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合すること。
- b 利用区域面積  
路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当すること。  
きのこ：伏込地又はほだ場が1ha以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ha以上、桐：2ha以上、竹：2ha以上、その他：1ha以上
- c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m以上とする。
- d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

ウ 事業主体は、特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備に当たっては、野生の山菜やきのこに関する施設等、生産工程管理手法になじまない施設以外は、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法をいう。

エ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。

オ 特用林産物の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができるものとする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

(ア) 事業主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体等の出資する法人とする。

(イ) 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意思のある林業事業体であること。

(ウ) 受益戸数は、原則として5以上の林業事業体であること。

(エ) 貸付料は、「事業主体が負担する金額（事業費－補助金）／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

(オ) 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施することとする。

(カ) 利用者は、施設を利用するに当たっては責任を持って行き、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告することとする。

(キ) 事業主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結することとする。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

カ 収支を伴う施設に該当する施設は、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃床等活用施設とする。

③ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

## IV 森林整備加速化・林業再生対策

### 木質バイオマス発電施設整備

#### (1) 施設整備に対する資金融通

##### ア 採択基準

##### (ア) 機能要件

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標数値の伸び率以上であること、又は木質バイオマスの利用促進に関する都道府県の数値の達成に必要なことが明らかであること。

##### (イ) その他の要件

施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。

木質バイオマス発電施設は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けたもの、又は受け取ることが確実のものであり、木質バイオマスが燃料の過半を占める施設であること。

##### イ 細則

##### (ア) 事業主体について

事業主体は、要綱別表4による。ただし、a～dの者については、下記条件を満たすこと。

##### a 森林組合

Iの6の(2)の①のアに準ずる。

##### b 林業者等の組織する団体

Iの6の(2)の①のイに準ずる。

##### c 木材関連業者等の組織する団体

Iの6の(2)の①のエに準ずる。

##### d 地方公共団体等が出資する法人

Iの5の(2)の①のイに準ずる。

(イ) 整備する施設は、木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること。

(ロ) 本事業を実施するために都道府県知事が定める事業計画はバイオマスタウン構想等と整合が図られているものとする。

##### (エ) 安定取引協定について

a 木質バイオマス施設整備に対する資金融通を実施するに当たっては、木質バイオマスの安定取引協定を締結することとし、樹種、形状、取扱量、期間（原則5年間以上）価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。

b 安定取引協定は、事業主体と素材生産業者及び燃料用チップ等の加工業者等の関係者が参加することとする。

c 安定取引協定は、地域の林業の活性化及び森林整備の促進に配慮したものとする。

(オ) 要領別紙2の6のサに定める納付計画については、以下のとおり作成するものとする。

a 事業主体は、別記様式1により納付計画書を作成するものとする。

b 納付計画における毎年度の納付額については、以下の式によって算出される額とする。ただし、原料調達計画、管理運営計画、資金計画等から見て妥当であると都道府県知事が認めた場合は、この限りでない。

$$E = A / B$$

E : 毎年度に納付すべき額

A : 都道府県知事から事業主体に交付された補助金の額

B : 納付する期間（処分制限期間を上限とする。）

##### ウ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

別表2（第2の1の(4)のエ関係）施設別の上限建設費

上限建設費	<p>(1)木材の効率的な供給に向けた路網の整備 都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の1m当たりの単価の額が</p> <p>ア 林業専用道（規格相当） 1路線につき・・・・・・・・・・ 50,000円</p> <p>イ 森林作業道 1路線につき・・・・・・・・・・ 4,000円</p> <p>(2)木材加工流通施設等設置整備</p> <p>ア 木材処理加工施設 （ア）丸棒加工施設 間伐材等消費量1m<sup>3</sup>につき13万円 （イ）杭加工施設 間伐材等消費量1m<sup>3</sup>につき15万円 （ウ）木材製材施設 間伐材等消費量1m<sup>3</sup>につき5.5万円 （エ）集成材加工施設 間伐材等消費量1m<sup>3</sup>につき9万円 （オ）合・単板加工施設 間伐材等消費量1m<sup>3</sup>につき4万円 （カ）プレカット加工施設 間伐材等の製品出荷量1m<sup>3</sup>につき20万円 （キ）木材材質高度化施設 間伐材等の製品出荷量1m<sup>3</sup>につき9.5万円</p> <p>イ 木材集出荷販売施設 （ア）木材集出荷販売施設 間伐材等取扱量1m<sup>3</sup>につき1.5万円</p> <p>※上記の上限建設費の算定に当たっては、事業計画における間伐材等の年間利用量（原木換算）を使用するものとする。</p> <p>(3)省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性・品質向上に向けた施設等の整備</p> <p>ア 特用林産物生産施設 （ア）特用林産物生産施設 原木きのこは生産量1トンにつき480万円 菌床きのこは生産量1トンにつき320万円 菌床製造は生産量1万個につき920万円 炭窯は生産量1トンにつき200万円</p> <p>イ 特用林産物加工流通施設 （ア）特用林産物集出荷・販売施設 建築面積1m<sup>2</sup>につき35万円</p> <p>※ 上記において上限建設費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。</p>
-------	--

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限建設費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事等が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。  
なお、(1)木材の効率的な供給に向けた路網の整備のアに係る協議については、上限を1メートルあたり10万円とする。

